

保険契約法改正に対する 在日米国商工会議所の要望

2007年8月29日
在日米国商工会議所（ACCJ）

ACCJとは

米国40社の企業の代表により、1948年に創設された東京、大阪および名古屋にオフィスを擁し、1,400社以上の企業、約3200名のビジネスパーソンを会員とする現在、日本における、最大かつ、もっとも影響力のある外国ビジネス組織。

ACCJ会員企業は、保険ビジネスに従事している企業もあり、市場へのインパクトが大きい今回の保険契約法改正に注目している。

ACCJは、消費者保護を推進するような規則の見直しを歓迎する。そして、見直しの本来の趣旨である契約者保護を損なわないよう、契約者の利便性をサポートし、経済合理性のある、実務と調和の取れた規制の構築を応援したいと考えている。

特に、第三分野については、コンプライアンスや契約者の理解を促進するような、簡明な規制の構築を支援したい。

- 生命保険及び傷害・疾病保険契約の意義
- 被保険者の同意
- 危険に関する告知/告知義務違反による解除の効果(プロ・ラタ主義)
- 告知受領権のない者の告知妨害があった場合の告知義務違反の取扱い
- 保険金受取人変更の意思表示
- 保険金受取人の介入権、解除後の復活
- 保険金の支払時期
- 保険料積立金等の支払
- 保険契約の募集に関する規律
- 契約前発病不担保条項
- 失効時の催告
- 一部保険・重複保険
- 被害者の直接請求権
- 保険者の免責(傷害保険における「偶然性」の立証責任)

中間試案 (p.17, 27)

(生命保険)

●生命保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の生存又は死亡に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

(傷害・疾病保険)

●傷害保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の傷害に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

●疾病保険契約は、当事者の一方が相手方又は第三者の疾病に関して一定額の金銭の支払〔その他の一定の給付〕をすることを約し、相手方がこれに対して保険料を支払うことを約することによって、その効力を生ずるものとする。

●(注1)「その他の一定の給付」は、労務や役務(サービス等)の提供等の金銭の支払以外の方法による定額の給付(保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。)である。このような規律とすることの当否や他の規律との関係については、なお検討する必要があるため、[]を付している。

意見

・本規定に基本的に賛成である。(注1)については消費者保護および法解釈の観点から現物給付も保険法の適用があることを明文化して頂きたい。

根拠

・「その他一定の給付」を認めることにより、保険会社が介護サービス会社等と提携し新たな商品開発を行うことが可能になり、生活者のニーズにより合致した幅広いサービスを提供することができる。

中間試案 (p.18, 28より要約)

- ・死亡保険金に関する被保険者の同意については、絶対的強行規定とする。
- ・被保険者の同意を効力要件としない「一定の場合」の内容については、今後検討する。
- ・同意は書面であるべきか、未成年者などの制限行為能力者の取り扱いについては今後の検討事項とする。(p.18, 28)

意見

・無記名の団体保険、海外旅行保険など、同意を得ることが実務上不可能または極めて困難な商品については特に、問題も起こっていない現状において新たに制限を設けるべきではない。

意見

・他人や未成年者が被保険者となる保険契約は社会的ニーズと共に既に定着しており、モラルリスクが増えるなどの明らかな証拠がない限り、契約者の利便性および経済合理性の観点から、生命保険等の既に被保険者同意を必要としている商品は別として、被保険者同意は不要とすべきである。

意見

被保険者の同意が必要とされる場合には同意の方式を「書面」に限定すべきではない。

根拠

●同意を「書面」に限定することは、インターネット等の電磁的方式による同意があることを考慮していない。(FSAガイドライン第4条を参照※)

※FSAガイドライン第4条(法第16条及び法第23条関連)・・・金融分野における個人情報取扱事業者は、法第16条及び法第23条に定める本人の同意を得る場合には、原則として、書面(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録を含む。以下、同様とする。)によることとする。)

●総合福祉団体定期保険のように通知同意方式を採用している保険は、書面による同意を取っていない。そのため、一律に「書面」に限定することは、通知同意方式などの将来の実務を制限することになる。

意見

被保険者が未成年者である場合も同意が必要であるという点については賛成であるが、現行の実務通り、親権者の代理による同意で対応すべきである。また、未成年者について保険金額等を制限すべきではない。

根拠

現状では、消費者はそれぞれのニーズに応じた保険金額を選択しており、未成年者を被保険者とする保険に関しても、その必要性及び必要額は消費者の判断によって決定されるべきである。また、保険会社において既にモラルリスクの防止に関する対応を行っており、保険契約法によって一律に制限すべきではない。仮に保険金額を定めるのであれば、保険契約法ではなく保険業法で定めるべきであると考えます。

危険に関する告知/ 告知義務違反による解除の効果(プロ・ラタ主義)

中間試案(p.3-4, 19より要約)

告知義務違反による解除の効果について、2つの案を提示。

A案:従来通りの解除規定

B案:プロ・ラタ主義採用。

いずれの場合も、保険会社に過失ある場合または使用人が告知を妨げたなどの一定の場合には、解除ができないものとする規定を新設。

危険に関する告知/ 告知義務違反による解除の効果(プロ・ラタ主義)

意見

告知義務違反による解除の規制に関し、プロ・ラタ主義は導入すべきではない。

根拠

- ・プロ・ラタ主義の導入は、告知の形骸化を招く恐れがあると同時に、重過失の契約者を保護することにより、正しく告知をした保険契約者の利益が損なわれる可能性がある。
- ・故意と重過失の区別についても課題が残る。

告知受領権のない者の告知妨害があった場合の告知義務違反の取扱い

中間試案 (p. 3, 19, 28)

[保険者の使用人等のうち告知を受領する権限を有しない者が保険契約者又は被保険者において事実の告知をすることを妨げたなど一定の場合]には、保険者は、保険契約の解除をすることができないものとする。

告知受領権のない者の告知妨害があった場合の告知義務違反の取扱い

意見

募集ルールに従わない募集人に対して適切に罰する対策について支持するが、当該規律については、保険契約者によるモラルハザード誘発等の影響も考慮し、慎重に整備すべきである。

根拠

・ACCJは、募集ルールに従わない保険者の使用人等(募集人)に対して適切に罰する対策について支持する。しかし、ACCJはこのルールの実用性について懸念している。告知受領権を有しない保険者の使用人等(募集人)の行為の態様のみで一律に判断するのではなく、解除権阻却規定を悪用するモラルハザードなどの保険契約者等の事情も考慮した総合的な判断の中で規律を整備すべきである。

・また、告知義務違反による解除権に2年の時効が設定されていることで、既に消費者保護は適切に図られていると考える。

中間試案 (p. 21, 29)

生前の意思表示による保険金受取人の変更

- ① A案 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって、するものとする。
 - B案 保険金受取人の変更は、保険者、保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対する意思表示によって、するものとする。

意見

保険金受取人変更の意思表示を「保険者」に限定するA案を支持する。

根拠

- ・保険金受取人の変更の「意思表示」の相手方を保険者に限定することのほうが法律関係が簡明となる。
- ・B案の場合、保険者による正確・迅速な保険金支払業務の支障となる恐れがある。

中間試案 (p. 23, 30)

(5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続

保険契約者の債権者(いわゆる解約返戻金請求権の差押債権者等)又は破産管財人等が保険契約の解除をしようとし、又は解除をした場合には、〔一定の者〕は、保険契約者の同意を得た上で、保険契約の解除をすることができる者(保険契約の解除がされた後は保険者)に対して〔一定の金額〕を支払うことによって、契約を存続させることができる(契約の解除の効力発生前であれば契約の解除をすることができないものとし、解除の効力発生後であれば契約の解除がされなかったものとみなす。)ものとする。

保険金受取人の介入権、解除後の復活

意見

本条項による保険金受取人等が享受することができるメリットは理解できるものの、その実効性については解決すべき課題が存在するため慎重な検討が必要。

根拠

- ・契約法上、一度消滅した契約の存続を認めるのは極めて異例であり、保険者が解約払戻金や保険金等の二重弁済の危険にさらされることを防止する措置も必要であるため、解除の効力発生後の規律を定めることには特に慎重な検討が必要である。また解除の効力発生の前後で異なる規律が設けられることにより、保険者のコスト増を招き、保険契約者全体への負担が増加する懸念がある。
- ・保険金受取人は通常保険契約者の家族であることが多く、保険契約者が金銭的に窮している場合に家族が保険契約を継続させるための「一定の金額」を負担することは困難であることが予想される。
- ・保険契約の解除がされなければ保険金を取得し得た者の権利という想定されている保護法益を超えて「一定の者」を広く定義する必要性はない。「一定の者」は保険金受取人に限定すべきである。
- ・「一定の金額」について実務の混乱が生じぬよう、一義的に定まる規律としていただきたい。(例:解約払戻金の額のほかに未払い保険料や契約者貸付がされていた場合の貸付額をも支払うことを要件とするか否かによって「一定の金額」が変わる)。

中間試案 (p.11, 24, 30)

- ① 保険金の支払について期限の定めがないときは、保険者は、保険金の支払の請求を受けた後、保険事故の発生並びに損害の有無及び額の確認のために必要な期間が経過するまでは、遅滞の責任を負わないものとする。
- ② 保険金の支払について期限の定めがある場合であっても、その期限が保険金の支払に当たり確認が必要な事項に照らして相当な期間を超えるときは、保険者は、その相当な期間を経過した時から、遅滞の責任を負うものとする。
- ③ 保険契約者又は被保険者が①又は②の確認を故意に妨げ、又はこれに欠くことのできない協力を正当な理由なく拒み、これによってその確認が遅延することとなったときは、保険者は、その遅延した期間について、遅滞の責任を負わないものとする。

意見

- ・ 本文①については賛成。本文②③については次のとおり意見を申し述べる。

根拠

- ・ 本文②について、「相当な期間」は保険金受取人が著しく不利益を被らない限りにおいて、保険契約の種類、保険事故の内容、さらには免責事由の内容等に照らして、柔軟な運用を行うことが保険契約者や保険金受取人等の利益になると考える。
- ・ 硬直的な運用を行うことは本条文の趣旨に反して、保険者が迅速・正確・公正な保険金支払いを妨げる懸念がある。
- ・ 本文③について、保険契約者等が保険者の確認を「故意に妨げ」ない場合においても、保険契約者や病院側の都合で調査に時間がかかるケースもある。そのような場合において保険者が遅滞責任を負うことは、結果として保険契約者全体への負担を強いることとなりかねない点も十分配慮いただきたい。

中間試算 (p. 26, 31)

保険期間満了前に保険契約が終了した場合には、保険者は、保険契約者に対し、将来の保険金の支払いに充てるべき保険料をもとに算定した[一定の金額]を支払わなければならないものとする。

意見

保険料積立金等の支払は導入すべきではない。

根拠

・解約返戻金を無しとするか保険料積立金に比し低くすることにより保険料を低廉化する商品が既に多く出回っており、事実として社会に受け入れられている。このような状況で保険料積立金等の支払いを片面的強行規定とすることは、消費者利益を阻害するため、当該規定の導入には反対である。

中間試案 (p. 6, 20, 29)

保険契約の募集や締結の際の規律(例えば, 保険契約者側に対する情報提供に関する規律、これをしなかった場合の効果に関する規律等)を契約法上設けることについては、なお検討する。

意見

保険契約の募集や締結の際の規律を契約法上設けることに反対である。

根拠

・現在、保険募集については保険業法や金融商品の販売等に関する法律等に規定され、金融庁の各監督指針により時勢に即した柔軟な監督がなされている。保険募集等の方法・形態等は年々変化するものであり、今まで実態に即した規律が機動的に手当てされてきた経緯がある。保険募集を保険契約法で厳しく規定することは、実態に即した形で対応することを困難にしてしまう恐れがある。

契約成立(責任開始)前発病不担保条項

中間試案(p. 29)

いわゆる契約成立(責任開始)前発病不担保条項(契約成立(責任開始)後に生じた疾病についてのみ保険金を支払い, 又は契約成立(責任開始)前に疾病が生じていたときは保険者を免責とする旨の条項をいう。)に関する契約法上の規律を設けることについては, 保険者の担保範囲の問題であることや危険に関する告知の規律((3)参照)との関係を踏まえて, なお検討する。

契約成立(責任開始)前発病不担保条項

意見

契約成立(責任開始)前発病不担保条項を制限するような規律を保険契約法上に設けることに反対である。

根拠

・契約成立(責任開始)前発病不担保条項と危険に関する告知は規律の趣旨からして全く異なる制度であり、双方が両立することにより保険契約者のモラルハザードを防いでいる。契約成立(責任開始)前発病不担保条項が存在しない場合、契約者に現行以上に細かい告知を求めることになり、結果として契約者に過度な負担を強いることになる。そのため、告知制度と混同するという理由で当該条項を制限する必要はない。

中間試案 (p.15, 32)

保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告(民法第541条参照)を不要とする約定の効力に関する規律を設ける必要があるかについては, なお検討する。

意見

保険料不払による契約の解除の保険契約者に対する催告を不要とする約定の効力に関する規律を設けるべきではない。

根拠

・約款上、保険料払込猶予期間を設けていることや、保険料の払込が無い場合は、契約者に対して複数回通知を行っており、保険者は消費者保護に十分対応した実務を行っている。そのため、通知の方法を「催告」という特定の方法に限定する規定を設けるべきではなく、保険者が最も効率的な通知方法を自由に選択できるようにするべきである。

中間試案 (p.10)**<独立責任額連帯主義について>**

- ・自己負担分を超過して損害を補った場合、求償を認める。規律の具体的内容については今後検討。
- ・（関連）他契約の告知義務違反解除について
 - ①保険会社は、契約者及び被保険者に対し、重複保険契約（有無および内容）についての告知を求めることができるものとするべきかどうか、
 - ②当該事実の不実告知の場合、解除できる旨の規定を入れるか、については今後検討。

意見

独立責任額連帯主義は採用すべきではない。

根拠

一社が各保険会社分を含めて被保険者の損害額をてん補した後、各保険会社に負担分を求償することになった場合、一社がクレジットリスクを背負うことになり、過度の負担となる。これまでの実務上、独立責任額按分主義で特に重大なトラブルは発生しておらず、不必要かつ過度な規制は避けるべきである。

中間試案 (p. 8, 15)

<減額請求について>

- ① 保険金額が保険価額を超えている場合においては、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって保険金額及び保険料の減額を請求することができる。
- ② 損害保険契約の成立の時に保険金額が保険価額を超えていた場合、善意の保険契約者は、保険者に対し、契約成立時にさかのぼって、保険金額及び保険料の減額を請求することができる。

意見

現行の規律を見直す必要はないと考える。

根拠

・ 商品が多様化している近年、保険価額の無い保険契約が多くなっており、新たに一部保険・重複保険の規律を策定するベネフィットは少ない。

中間試案 (p.16)

被害者は一定の場合に保険金から優先的に被害回復を受けることができる旨、片面的強行規定とする。要件、複数被害者の間の公平を図る方法については今後検討。

意見

被害者の直接請求権は導入すべきではない。

根拠

- 保険会社にとって、リスクコントロールがほとんど不可能になり、不正請求を助長する恐れもあり、市場の安定性を害する。
- 補償請求処理にかかる費用が増大し、ひいては保険料の上昇につながるため、契約者利益を阻害する。

保険者の免責 (傷害保険における「偶然性」の立証責任)

中間試案 (p.30)

保険者は、次に掲げる場合には、保険金を支払う責任を負わないものとする。

(ア) 保険契約者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(イ) 被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(ウ) 保険金受取人の故意または重大な過失によって保険事故が発生したとき。

(エ) 戦争、内乱、その他これらに準ずる変乱によって保険事故が発生したとき。

保険者の免責 (傷害保険における「偶然性」の立証責任)

意見

保険契約者が「偶然性」の立証責任を負うべき。

根拠

- ・発生した事故が「偶発的」であることが保険金請求権の成立要件であると考えられるべきであり、その立証責任を一方的に保険者に負わせることについては慎重な検討が必要である。
- ・保険者が「偶然性」の立証責任を負うとした場合、保険金の不正請求が容易となる恐れが増大する結果、保険制度の健全性を妨げ、また誠実な保険契約者の利益を大きく損なう恐れがある。
- ・保険事故に関する情報が保険契約者側に多く存在すること及び個人情報保護等の制約から、傷害の原因を保険者が特定することは困難である。